

2017年総合生活改善の取り組み【拡大戦術会議登録組合(12組合)】

要求(賃金・非正規労働者・一時金)

プレス用

2017年2月15日  
自動車総連

組合名	基礎				要求					
	年令	勤続	扶養	組合員数	平均賃上げ	非正規労働者の取り組み(賃金・一時金・企業内最低賃金など)	個別賃金	一時金 (カ月)		
	歳	年	人	人	円		円	年間月数	夏	冬
トヨタ	38.4	17.3	1.0	61,941	10,300円 (内、賃金制度維持分7,300円)	<賃金>スキルド・パートナー会員:一般組合員の交渉結果に連動した賃金を要求する。 パートタイマー会員:一般組合員の交渉結果に連動した賃金を要求する。 シニア期間従業員会員:現行の日給を150円引き上げる。 <一時金>スキルド・パートナー会員:一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。 パートタイマー会員:一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。 <その他>シニア期間従業員会員:一時金などの労働条件全般について、今後労使で協議を行うことを要求する。	366,980	6.3	3.3	3.0
日産	41.9	19.2	0.7	19,599	平均賃金改定原資9,000円	シニアパートナー組合員:年間収入について、一般組合員に準じた改善を行う。 パートナー組合員:年間収入について、一般組合員に準じた改善を行う。	(350,100) *1	6.0	-	-
本田技研	42.6	20.4	1.4	35,296	3,000円	再雇用者:一般組合員の交渉結果に連動した賃金引き上げを要求する。 加えて、現行の基準内賃金を定年退職時点の50%から51%にすることを要求する。 その他:組織化していない直接雇用の非正規労働者に対しても賃金引き上げなどの検討を行うよう、労使議論の場を通じて会社に要望する。	357,025	5.0+0.9	2.9	3.0
マツダ	38.7	16.3	1.2	19,175	賃金改善分3,000円	<賃金引き上げ>エキスパート・ファミリー組合員および期間社員組合員 :等級5以下組合員の定時間内月収の比率に連動した配分とする。 <年間一時金>エキスパート・ファミリー組合員:等級5以下一般社員に連動する。 期間社員組合員:妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に12,500円を乗じた金額を特別手当に加算する。	○	5.4	2.7	2.7
三菱自工	39.5	15.7	1.0	11,285	賃金改善分3,000円	<賃金>シニア・パートナー社員、期間社員、パートタイマー :正規社員と同額相当の賃金改善分を要求する。 <年間一時金>シニア・パートナー社員 :社員平均支給月数が決定後、シニア・パートナー制度にもとづき、労使で確認・決定する。	323,300	5.3	2.6	2.7
スズキ	38.0	15.7	1.0	15,759	賃金制度維持(昇給制度維持) +賃金改善分3,000円	<賃金> 再雇用嘱託社員:正規従業員に準じた賃金改善分を要求する。	○	5.9	2.95	2.95
ダイハツ	38.5	16.3	1.3	10,717	賃金水準維持 +賃金改善分3,000円	<平均賃金改定原資> シニアパートナー・パートタイマー組合員 :一般組合員の交渉結果に連動した賃金改善	○	5.5	2.7	2.8
富士重工	37.5	15.9	1.0	13,759	賃金体系維持分 +賃金改善分3,000円相当	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナー):3,000円の賃金引き上げを要求する。	301,319	5.0+1.0+0.2	2.5+0.5+0.1	2.5+0.5+0.1
いすゞ	38.9	17.6	0.8	6,852	3,000円	<賃金引き上げ>再雇用組合員 :日給120円の引き上げ額を要求する。 <年間一時金>再雇用組合員 :一般組合員の交渉結果に準じた処遇改善を要請する。 <その他>組合員以外の直接雇用非正規労働者:諸施策への協力により会社に貢献していることを踏まえ、賃金を中心とした改善を要請する。	○	5.0+1.0	3.0	3.0
日野	33.5	11.8	0.7	9,647	定期昇給分 +賃金改善分3,000円	<賃金引き上げ>シニア組合員:組合員に準じた賃金改善を要求する。 <年間一時金>シニア組合員:組合員ならびにシニア組合員の一時金について、年間5.7ヵ月分を要求する。	354,653 *2	5.7	2.85	2.85
ヤマハ発動機	40.2	16.8	1.1	9,111	賃金改善分3,000円	定年再雇用者:一般組合員の賃金引き上げ要求の引上げ率に準じた処遇改善を要求する。	○	5.8	2.9	2.9
日本特殊陶業	36.7	14.5	1.0	5,534	賃金改善分3,000円	<雇用継続(組合員)の処遇改善> 一般組合員の賃金改善要求額に準じた明確な額で取り組む	328,600	6.5	-	-
12組合	38.7	16.5	1.0	218,675 (合計)	-	-	-	5.88	-	-
内、メーカー11組合	38.9	16.6	1.0	213,141 (合計)	-	-	-	5.82	-	-

\* 個別賃金については、「技能職中堅労働者(中堅技能職)(注)」を銘柄とする。

\* 個別賃金の要求欄が「○」の組合は、要求は行いが水準は非公開。

(\*)1)前年度到達水準が維持されることを確認する(参考値)

(\*)2)現行水準に賃金改善分を反映させた理論値

(注)「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者或いは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。

15:00  
オー